

令和3（2021）年度まちづくり活動アシスト事業の概要

■ 事業内容

地域づくりのためのワークショップやイベントの開催、広報資料の作成などの活動を県内で行っているまちづくりグループに対して、活動費の一部を助成することにより、地域におけるまちづくり活動の活性化を促進し、活動事例を発表する機会を通じて他団体とのネットワークづくりを促進し、広く地域の活性化を目指します。

■ 助成対象者

次の要件を満たす、まちづくりグループが対象です。

- (1) 10人程度以上のメンバーで構成されていること
- (2) 政治、宗教、営利を目的とする団体でないこと
- (3) 過去5年間に本事業による助成金を交付されていないこと

■ 対象となる事業

対象となる事業は、まちづくりに関する次の活動です。

- (1) 学習会・シンポジウム・ワークショップ等の実施
- (2) 地域を活性化するためのイベントの開催
- (3) 広報誌紙の発行、チラシ・リーフレット・冊子等の印刷、HP開設等情報発信環境の整備、掲示板等の構築物の設置
- (4) 資材、備品の購入、製作
- (5) その他、まちづくりグループが行う活動で、地域の活性化に貢献すると当センターが判断した活動

■ 対象となる経費

対象となる経費は、活動を行うのに必要な経費（材料費、機材購入費、資料代、通信費、会場借上料等）や講師・専門家への謝礼、旅費等です。まちづくりグループの一般管理運営費、飲食費及び物品販売等収益を目的とする経費は対象外です。

■ 助成金

- (1) 1件当たり15万円を上限として助成します。
- (2) 助成に当たっては、審査委員会を開催して助成団体を決定します。
- (3) 助成金は、まちづくりグループが助成対象事業を実施した後に交付します。
(事後払いです)

■ 活動報告

当センターが発行する媒体等（印刷物、Web、発表会等）で、活動内容の報告をしていただきます。

■ 手続き方法

「実施要領」及び申請様式は当センターのホームページからダウンロードしてご利用ください。お申込みは、当センターに直接または郵送で助成申請書等を提出してください。

URL：<http://www.ecpr.or.jp/actions/assist-business/>

締め切り：令和3年5月28日（金）必着